

フレーベル會規則

- 第一條 本會ハ幼兒保育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハフレーベル會ト稱シ東京ニ置ク
- 第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼兒保育ニ篤志ナルモノニシテ會員ノ紹介ヲ經ベシ
- 第四條 會員ハ本會ノ會費トシテ一月ケ月金拾錢ヲ騰出スベシ
- 第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルモノハ特ニ請ヒテ客員トナスコトアルベシ
- 第六條 本會ノ目的ヲ達センガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ
 - 一 總會 毎年四月二十一日之ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話保育參考品幼兒成績物展覽會、會務ノ報告、幹事ノ選舉等ヲナス會日ハ會長ノ意見ニヨリ之ヲ變更スルコトアルベシ
 - 一 常會 毎年二月、六月、十月、十二月ノ第二土曜日之ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話、協議、實驗等ヲナス
 - 一 組合會 會員中特ニ或ル事項ヲ研究セントスル者ヲ以テ組織ス但シ組合會規約ヲ定メテ會長ノ承認ヲ經ルモノトス
 - 一 雜誌發行 毎月一回雜誌ヲ刊行シ之ヲ會員ニ配布ス
- 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 會長 一人 會務ヲ總理ス
 - 主幹 一人 會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌理ス
 - 幹事 十人 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス
 - 評議員 若干人 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ズ
 - 第八條 會長ハ客員中ヨリ推薦ズルモノトス
 - 第九條 主幹ハ會長ノ特選トス
 - 第十條 幹事ハ會員ノ互選トシ其任期ヲ二ケ年トス但シ每年半數ヲ改選スルモノトス
 - 第十一條 評議員ハ會長ノ特選トス
 - 第十二條 本會ハ必要ニ應ジ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ルトコトアルベシ
 - 第十三條 此規則ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラザレバ變更スルコトヲ得ズ

入會又は購讀手續

本會に御入會なされんとする方は會則にある通り會費一ヶ月十錢の割合で何ヶ月分かをまとめて本會へ直接御申込下されば直に登録して雜誌を發送致します。會員にならずに雜誌だけ讀みたい方は左の割合で賣捌所へ御便宜御申込み下さい。

●一冊金拾錢 ●六冊金五拾五錢拾二冊前金一圓 ●外に郵税五厘づゝ
●見本は一冊に付金十錢(見本に限り郵卷代用不苦)

投稿及質問規定

●本誌は讀者の投稿を歓迎します。有益だと認めたるものは漸次本誌に掲載して相當の報酬を差上ります。用紙は一行二十字詰めは御わかりよく御認め下さい。但し取捨は凡て本會の自由です。又原稿は御返ししません。

●本會は讀者の種々なる質問に應じます婦人と子供とに關することなら何んでも御尋ね下さい。返信料さへ添へて下されば直に御返事致します。公衆に有益だと認めた事は本誌上にてても説明致します。

明治四十年一月一日印刷
同 年一月五日發行

禁轉載

發行兼編輯者 辻本卯藏
東京市京橋區南大工町一番地

印刷者 日下主計
東京市神田區錦町一丁目十九番地

發行所 フレーベル會
女子高等師範學校内

大賣捌所

東京市神田 東京 京 堂
東海堂 盛文館 元々堂 弘道館
廣告取次 東京市京橋區新着町 弘業社